

尼崎市立地域研究 史料館事業要覧

(付、平成 27 年度事業報告)

平成 28 年 (2016) 4 月

尼崎市立地域研究史料館

目 次

1	目的と沿革	1
2	性格と機能	1
3	組織・施設	1
4	事業の概要	2
〔付、平成 27 年度地域研究史料館事業報告〕		
1	史料の収集・整理・公開	5
2	情報発信・データベース	8
3	ボランティア・インターンシップ・学芸員実習	9
4	地域研究史料館専門委員	10
5	編集事業	11
	－ 新「尼崎市史」及び史料館紀要『地域史研究』－	
6	講座・自主グループ等の催し	12
7	市民団体・研究機関等との協働・連携	14
〔資料編〕		
	尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例	18
	同条例施行規則	19
	公文書館法	21
〔参考〕 公文書等の管理に関する法律〔抄〕		
	新尼崎市史編集委員会委員名簿・地域研究史料館専門委員名簿	23
	地域研究史料館平成 28 年度歳入・歳出予算、事業別明細	24
	利用のご案内	26
	閲覧票兼複写票・特別貸出票	27
	歴史的公文書保存・公開事業の概要	28
	歴史的価値を有する公文書等収集・保存方針及び取扱要領	29
	新「尼崎市史」編集事業計画概要・同イメージ図	31
	地域研究史料館刊行物販売一覧	33
	地域研究史料館へのアクセス	34

1 目的と沿革

こもんじよ
古文書や古記録、歴史的公文書、刊行物や地図・写真といった歴史資料は、地域の歴史を知るうえでかけがえのない文化遺産です。

尼崎市立地域研究史料館は、これらの歴史資料を収集・保存し、後世に伝え、広く市民の利用に供していくため、昭和 50 年（1975）1 月 10 日、市史編修室を発展させる形で開館しました。

2 性格と機能

尼崎市立地域研究史料館は、もんじよかん地域文書館、地域史文献センター、地域史研究室という三つの性格をもっています。

古文書・近現代文書、歴史的公文書、地図や写真、ビラなど、尼崎及び歴史的関連地域に関する文書・記録・史料類を幅広く収集・保存し、閲覧公開しています。また、市民の皆さんがこれらの史料を利用して、地域の歴史について比較しながら調べることができるよう、全国の地域史誌、歴史関係の紀要・雑誌なども収集・公開しています。

地域研究史料館では、市民の皆さんがこれらの史料を利用して、地域の歴史に関するさまざまなテーマについて調べていただけるよう、レファレンス・サービスを行なっています。また、こういった市民の皆さんの調査・研究の成果を館にご提供いただき、市史や研究紀要といった刊行物などを通じて、公表・紹介しています。

3 組織・施設

- (1) 組織 総務局所管 地域研究史料館
- (2) 人員 正規職員 3 人（館長、事務員 2 人）、嘱託 6 人、臨時職員 1 人
- (3) 施設 尼崎市昭和通 2-7-16、尼崎市総合文化センター 7 階に所在
別に尼崎市大島 3 丁目に分室を設置

（単位：㎡）

用途	本館	分室	合計
史料収蔵庫	118	1,089	1,207
史料整理室	49	0	49
閲覧室	50	0	50
事務室等	91	0	91
合計	308	1,089	1,397

4 事業の概要

(1) 史料の調査・収集・整理・公開、レファレンス・サービス

地域研究史料館収蔵史料（平成28年3月末現在）

種 類	内 容	収蔵点数	うち整理公開点数
(1) 古文書・近現代文書類	村方・町方文書、藩関係、社会・労働等	2,239件 135,255点	1,682件 98,551点
(2) ビラ・ポスター類	各種団体、営業関係等	36,855点	(仮整理) 36,855点
(3) 公文書・資料 公文書 行政資料	歴史的公文書 印刷物等	18,960冊 未算出	(仮整理) 18,960冊
(4) 文献類	地域史誌、団体史、 刊本史料、目録等	57,445冊	38,703冊
(5) 紀要・雑誌	自治体・大学等発行	2,595種 48,591冊	2,595種 48,591冊
(6) 新聞	(マイクロフィルム)		
(7) 地図類	地形図・市街地図等	3,106点	3,106点
(8) 絵はがき		3,028点	3,028点
(9) 写真・フィルム類 市広報課移管写真 マイクロフィルム その他の写真・フィルム類	スクラップブック ネガ・ポジフィルム マウントフィルム	306冊 12,837点 12,200点 6,350本 912件	306冊 (仮整理) 12,837点 整理中 6,300本 (仮整理) 912件
(10) 複製史料	史料コピー・CH製本等	3,200冊	整理中
(11) 音響・映像資料 その他		1,268点 未算出	1,268点 電子資料 98点

(2) 編集事業

ア 新「尼崎市史」編集事業

(参考：資料編 p23「新尼崎市史編集委員会委員名簿」、p31「新「尼崎市史」編集事業計画概要・同イメージ図」)

(ア) 尼崎市制 80 周年記念振興事業。平成 8 年度（1996）事業開始、尼崎市制 100 周年（平成 28 年度）完結予定。

(イ) 既刊『尼崎市史』（昭和 62 年度－1987－完結、全 13 巻・別冊 1）の成果を踏まえ、市民参加・ネットワーク型の手法により、生活・文化史を中心にわかりやすく親しみやすい新市史の編集・刊行を行なう。

(ウ) 市制 90 周年記念『図説尼崎の歴史』刊行（平成 18 年度）後、「学ぶ市史から調べる市史へ」を基本コンセプトに、歴史情報の Web 公開と刊行物発行からなる計画案を策定し、市制 100 周年に向けて実施中。

イ 尼崎市立地域研究史料館紀要『地域史研究』

(ア) 昭和 46 年度創刊、平成 28 年度は第 116 号を刊行予定。

(イ) 尼崎地域の歴史や史料館事業に関する論文、史料紹介、エッセイなどを逐次掲載・刊行する。

(3) 講座等の実施

ア 『尼崎市史』を読む会

(ア) 平成 6 年 10 月に開講した、『尼崎市史』をテキストとする講座。現在のテキストは平成 19 年刊行の市制 90 周年記念『図説尼崎の歴史』。

(イ) 毎月第 1 木曜日の夜間に、市立中央図書館セミナー室を会場として例会を開催。ほかに『尼崎市史』第 1 巻分科会を開催。

イ 尼崎の近世古文書を楽しむ会

(ア) 平成 8 年 10 月開講。地域研究史料館所蔵古文書等をテキストとして、古文書解読を学ぶ市民の自主グループ。

(イ) 平成 8 年の発足当初は 1 グループのみであったが、その後会員が増え、現在は 3 グループがそれぞれ月 2 回、地域研究史料館会議室を会場として例会を開催している。

(4) 専門委員

(参考：資料編 p23「地域研究史料館専門委員名簿」)

各時代・分野の専門家に委員を委嘱し、新「尼崎市史」編集事業をはじめとする史料館事業への指導・助言ならびに、館蔵史料をはじめ尼崎地域の歴史に関する調査・研究に携わっていただく。

(5) ボランティア

ア 写真整理 月2回の定例作業（糊除去）及び随時個人作業

イ 古文書整理 月1回の定例作業

ウ 襖下張りはがし作業 年間計8回実施

エ その他の史料整理・データベース入力等の作業 随時個人作業

(6) Web サイト

- ア 尼崎市立地域研究史料館公式Webサイト
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/>
史料館事業概要、利用案内、史料目録・検索データベース等
・ 文書群概要・文書目録＝館蔵古文書・近現代文書類のうち、整理済み・閲覧可能な文書群の概要と目録のPDFデータを掲載
・ 史料検索＝館蔵史料のうち図書、雑誌、電子資料、論文・抜刷、地図、音響・映像資料、及び尼崎関係論文索引のデータベース検索
- イ 尼崎市立地域研究史料館ブログ“アーカイブログ”
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/blog/>
- ウ 尼崎市立地域研究史料館公式Facebook
<http://www.facebook.com/AmagasakiMunicipalArchives>
- エ Web版尼崎地域史事典“apedia”
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/apedia/>
- オ Web版図説尼崎の歴史
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/chronicles/visual/>
- カ 尼崎藩家臣団データベース“分限”
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/bugen/login.php>
- キ 絵はがきデータベース“あまがさきPCD”
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/pcd/>

〔付、平成27年度地域研究史料館事業報告〕

1 史料の収集・整理・公開

平成27年度も、引き続き各種史料の調査・収集・整理・公開に努めました。平成27年度末現在の館蔵史料の概要は、本要覧2ページ掲載の一覧表のとおりです。

また、史料の相談利用（質問・調査へのレファレンス・サービス等）及び、利用者向けの複写サービスの実績は次のとおりです。

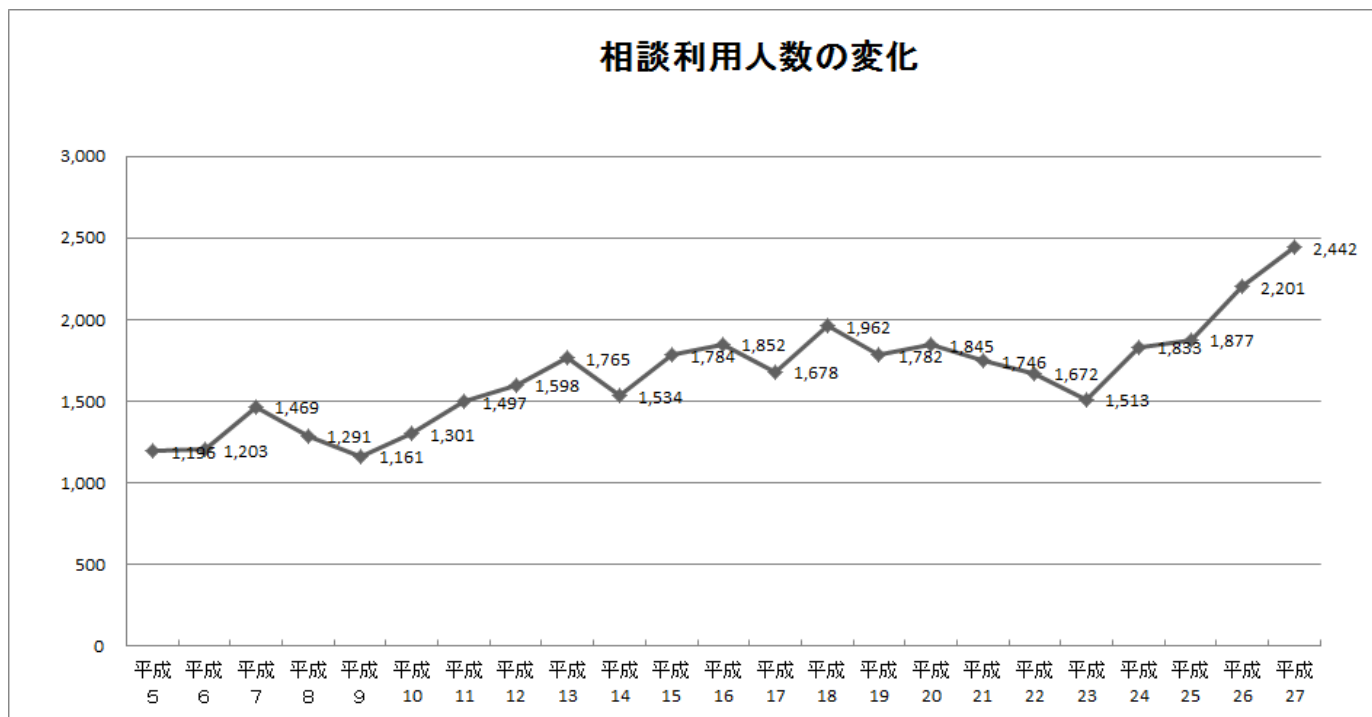
平成27年度は、従前に引き続きレファレンス・サービスを重視し、かつ情報発信・利用促進に務めたのに加えて、尼崎市制100周年プレ期間ということもあって市政史に関する取り組みが数多くあり、相談利用件数・人数が過去最高を記録した平成26年度をさらに上回る実績を記録しました。

平成27年度利用相談

来館	電話	e-mailその他	合計
1,115件	616件	305件	2,036件
1,471人	648人	323人	2,442人

平成27年度史料複写（撮影を除く有料複写サービスの実績）

565件	15,501枚
------	---------



平成27年度末地域研究史料館収蔵史料（対前年度比較）

種 類		平成27年度末	平成26年度末	増加状況
古文書・近現代文書類	収蔵点数	135,255	132,995	2,260
	整理公開点数	98,551	91,350	7,201
	整理公開比率 (%)	73	69	—
歴史的公文書	収蔵点数	18,960	18,800	160
	整理公開点数	18,960	18,800	160
	整理公開比率 (%)	100	100	—
文献・紀要類	収蔵点数	106,036	102,632	3,404
	整理公開点数	87,294	83,890	3,404
	整理公開比率 (%)	82	82	—
その他の史料	収蔵点数	80,160	78,027	2,133
	整理公開点数	64,710	61,736	2,974
	整理公開比率 (%)	81	79	—
合 計	収蔵点数	340,411	332,454	7,957
	整理公開点数	269,515	255,776	13,739
	整理公開比率 (%)	79	77	—

〔古文書・近現代文書類〕

平成27年度、新たに88件915点の文書群を受け入れ整理・公開しました。さらに、受け入れ済みで未整理であった田口和正氏文書・東武庫部落有文書等を整理・公開した結果、平成27年度中の新規整理・公開点数は2,260点となりました。尼崎の近世古文書を楽しむ会の会員有志によるボランティア協力を得て整理・公開作業を進めており、新たに作成した所蔵古文書・近現代文書類の文書群概要及び文書目録のPDFデータを当館公式Webサイトに順次公開しています。今後も引き続き、新規受け入れ文書群及び過去に受け入れたデータ未作成の文書群について、概要・目録データを作成し、公開に努めていきます。

ボランティア作業は、篠部正幸氏文書の再整理を実施しました。今後市史編集資料目録に収録された文書の再整理を進め、Web上ですべての収蔵文書目録を検索できるようにしていきたいと考えています。

〔歴史的公文書〕

(参考：資料編 p28「歴史的公文書保存・公開事業の概要」、p29「歴史的価値を有する公文書等収集・保存方針及び取扱要領」)

平成 27 年度は、例年の庁内年限廃棄公文書からの歴史的公文書選別・収集・簿冊目録リスト作成、電子公文書の選別・収集に加えて、庁内各課からの情報提供を受けて、経営推進会議や事業たな卸し、情報公開に関する文書・資料、学校等公共施設の建築図面類などを随時収集しました。本市が取り組む東日本大震災被災地支援事業に関する文書・資料等についても、保存状況把握と収集作業を継続し、防災対策課より 10 点の移管を受けました。

収集に加えて、歴史的公文書の整理・公開に向けた目録化にも従前に引き続いて取り組んでおり、平成 27 年度は市・村議会会議録の件名目録作成作業を実施しました(継続中)。

市発行の行政資料・刊行物についても、整理・目録化を進めています。

尼崎市が保存・保管する歴史的な行政情報の史料は、史料館所蔵の歴史的公文書、現用文書として本庁に保管されている公文書、刊行物形態の各種行政資料やデジタル媒体の行政情報など、多種多様な形で存在しています。これらの所在状況をできる限り把握し、尼崎地域の行政史分野を調べる利用者に対して総合的な情報提供ができるよう、今後も引き続き所在情報の把握と目録化、整理・公開に努めていきたいと考えています。

〔写真・絵はがき〕

平成 26 年度に公開した絵はがきデータベース"あまがさき PCD"の紹介をかねて、平成 27 年度、市制 100 周年プレ企画として「企画展示・絵はがきでたどる尼崎の 100 年」を開催しました。市立中央図書館(平成 27 年 9 月 25 日から 10 月 28 日まで)と市役所中館 1 階ロビー(平成 27 年 12 月 3 日から平成 28 年 1 月 29 日まで)の 2 か所を会場として、絵はがき約 30 点を展示し、多くの方にご覧いただくことができました。

また、従前から取り組んでいる写真画像データベース構築作業を平成 27 年度も継続しました。画像スキャンニング作業について市民ボランティアのみなさんのご協力をいただき、すでに数万点の写真画像をデータベースに登録しており、館内部利用限定の検索データベースシステムとして、日々の写真画像閲覧、レファレンス対応に大きな力を発揮してい

ます。引き続き画像データ作成・登録及び公開・非公開判別等の作業を行ない、将来における Web データベースとしての公開・活用に向けた準備を進めていきたいと考えています。

2 情報発信・データベース公開

〔史料館公式Webサイト・公式Facebook・ブログの運用〕

平成 24 年度にページ構成・デザインの全面リニューアルを行なった史料館公式 Web サイト、ならびにいずれも平成 24 年度に開設した公式 Facebook・公式ブログを引き続き運用し、情報発信に努めました。

史料館公式 Facebook 及び公式ブログ"アーカイブログ"は、SNS やブログの特性を活かして、館の事業や催し、新着史料から日常の出来事などの情報を掲載し、休館日を除いて 1 日 1 件以上の記事掲載に努めています。Facebook は、平成 27 年 3 月末に 393 だったページへの"いいね"数が順調に増加し、平成 28 年 3 月末現在 558 となっています。個別記事の閲覧人数は、平成 28 年度はおおむね 400 人程度で、多い記事では 3000 人を超える閲覧数を記録しました。

〔史料検索システム・デジタルコンテンツ〕

平成 26 年 12 月 19 日、史料館が設計・構築した絵はがきデータベース"あまがさき PCD"を Web 上に公開したことは、すでに昨年度版の史料館事業報告に報告しました。史料館と教育委員会歴博・文化財担当が所蔵する絵はがきを、ボランティアのみなさんの協力によりデジタル化し、史料館職員が目録情報を作成したもので、平成 21 年 4 月のボランティア作業開始から約 6 年をかけて完成しました。平成 28 年 3 月末現在 667 点の絵はがき画像と目録情報を公開しており、今後も点数を増やしていく予定です。

このほか、Web 上の館蔵史料検索システム、市民ボランティアのみなさんの協力を得て入力・構築した Web 版尼崎地域史事典"apedia"（アペディア）、園田学園女子大学短期大学部と共同して構築・公開した Web 版図説尼崎の歴史、尼崎藩家臣団データベース"分限"の運用を、従来どおり継続して実施しました。

〔レファレンス協同データベース〕

「レファレンス協同データベース」は、図書館及び類似機関が相互にレ

ファレンス情報を交換・共有し、さらに利用者に広くレファレンス情報を公開していくことを目的として、国立国会図書館が構築・運営している Web 上の公開データベースです。

地域研究史料館は、館の利用情報を広く発信することを目的として平成 23 年 11 月にこのデータベースに参加して以来、おおむね 2 週間に 1 件のペースでレファレンス事例を登録しています。平成 27 年度、21 件の事例を登録した結果、平成 28 年 3 月末現在の登録件数はレファレンス事例 97 件、調べ方マニュアル 4 件となっています。

3 ボランティア・インターンシップ・学芸員実習

平成 27 年度も引き続き、講座・自主グループなどの企画・運営、史料整理及びデジタル化など各種の作業について、ボランティアの方々の協力を得ました。新たにボランティアとして登録された方が複数あり、作業メニューを増やしてそれぞれ作業を進めていただいた結果、平成 26 年度の年間作業回数・人数が計 327 回、参加実人数 78 人、延べ人数 492 人だったのに対して、平成 27 年度は計 446 回、参加実人数 81 人、延べ人数 612 人と、過去の数字を大きく上回る作業実績を記録しました。

ボランティア作業の実績内訳は、次表のとおりです。

平成27度ボランティア作業実績

作業の種類	作業日程	回数	参加実人数	延べ人数
写真整理	随時個人作業	84回	2人	延べ84人
	フィルム糊除去作業 (月2回)	21回	5人	延べ48人
古文書整理	グループ作業 (月1回)	11回	9人	延べ77人
	個人作業	3回	1人	延べ3人
襖下張りはがし作業	(5/30・31) (10/17・18)	4回	35人	延べ66人
	6月・8月・12月・3月	4回	10人	延べ15人
その他の作業	随時個人作業	319回	19人	延べ319人
合計		446回	81人	延べ612人

平成 27 年度、新たに作業メニューとして追加したのは、大正～昭和戦前期の電話帳等人名簿史料のデータベース入力、『尼崎市史』史料編の目次入力、スライドフィルムの接写撮影などです。

終了した作業もあります。明治～昭和戦前期の尼崎地域に関する豊富な

情報を得ることができる刊行物『尼崎今昔物語』の全文テキスト入力作業は、平成 25 年 10 月に着手し、2 人の方に計 138 日間の入力作業を実施していただいた結果、平成 27 年 6 月に入力を終えることができました。このデータは、現在館のスタッフが校正作業を行なっています。これに続いて開始した電話帳等人名簿史料のデータと合わせて、順次館内システムにデータを取り込み、日々のレファレンス業務に大きな力を発揮しつつあります。

加えて、既存メニューである古文書類撮影や写真史料のスキャンニング作業等も継続しており、総じて史料のデジタル化、データベース化の面で大きな成果をあげることができました。これらの成果をレファレンス・サービスに活かすことで、利用者の皆さんへの還元に努めていきます。

なお、平成 27 年度新たにボランティアになってくださった方の多くが、史料館公式 Web サイト中の募集ページを見てのご応募でした。今後もサイト掲載内容の改善、ボランティア作業メニューの見直し・充実をはかっていきたいと考えています。

このほか、平成 27 年度は、例年受け入れている尼崎市役所のインターンシップ研修生 1 名を 8 月に受け入れ、史料整理・公開等の業務に 14 日間従事していただきました。

4 地域研究史料館専門委員

地域研究史料館では、史料館事業全般について、調査・研究していただき、また指導・助言を仰ぐことを目的として、各分野の専門家を専門委員として委嘱しています。

平成 27 年度、委嘱した委員は次のとおりです。

代表	いわきたくじ 岩城卓二	日本近世史	京都大学人文科学研究所（准教授）
副代表	いちざわてつ 市沢 哲	日本中世史	神戸大学大学院人文学研究科（教授）
	たなかたかひろ 田中貴宏	建築学	広島大学大学院工学研究院（准教授）

岩城専門委員及び市沢専門委員には、それぞれ担当の時代分野についての調査・研究や史料情報提供などを行なっていただき、また次項に取り上げる新「尼崎市史」編集事業の原稿作成及び調査などをご担当いただきま

した。

田中専門委員には、平成 26 年度に引き続き、主として市制 100 周年記念新市史『たどる調べる尼崎の歴史』掲載予定の地理図版の調査・作成をご担当いただきました。

5 編集事業—新「尼崎市史」及び史料館紀要『地域史研究』—

〔新「尼崎市史」〕

(参考：資料編 p23「新尼崎市史編集委員会委員名簿」、p31「新「尼崎市史」編集事業計画概要・同イメージ図」)

新「尼崎市史」編集事業は、尼崎市制 80 周年記念振興事業として平成 8 年度に開始し、市制 100 周年の平成 28 年度に完結予定の事業です。平成 18 年度に市制 90 周年記念刊行物として『図説尼崎の歴史』上下巻を刊行し、平成 23 年度には園田学園女子大学・同短期大学部との共同研究事業により構築した Web 版図説尼崎の歴史を公開しました。

平成 27 年度は平成 26 年度に引き続き、「学ぶ市史から調べる市史へ」を基本コンセプトとする市制 100 周年記念刊行物『たどる調べる 尼崎の歴史』の編集・組版データ作成作業を行ないました。平成 28 年度に刊行の予定です。

原稿作成・編集作業にともない、地域研究史料館専門委員と史料館スタッフに加えて外部の専門家・協力者をまじえてのワーキング作業等を実施しました。会議・作業等実施実績は次のとおりです。

新「尼崎市史」編集委員会 1 回

地域研究史料館専門委員会会議 1 回

地域研究史料館専門委員・外部執筆者とのワーキング作業 8 回

〔史料館紀要『地域史研究』〕

昭和 46 年（1971）10 月に尼崎市史紀要として創刊し、昭和 51 年度より尼崎市立地域研究史料館紀要として刊行を続けている『地域史研究』は、平成 27 年 10 月に第 115 号を発行しました。

『地域史研究』第 115 号 A5 判 194 頁 600 部発行 頒価 850 円

—目次—

グラビア 尼崎藩主青山幸督福山上使の節行列控え

論文 『住吉大社神代記』の神領記述の歴史性

高橋明裕

室町期尼崎における材木商人に関する新史料	大村拓生
四三号線公害対策尼崎連合会	久保在久
座り込み日誌の翻刻作業について	
史煙 尼崎牛乳について	溝下順一
誌上レファレンス	地域研究史料館
尼崎藩城下町絵図の翻刻作業	河野未央
史料紹介 尼崎市史古代・中世史料補遺(2)	天野忠幸／樋口健太郎
尊経閣文庫所蔵の杭瀬庄関係文書について	樋口健太郎
尼崎市指定文化財寺岡家文書について	天野忠幸
[以上、尼崎の古代・中世—史料と研究—連載第2回]	
尼崎今昔物語について	田中 敦
『尼崎今昔物語』データ化作業	城戸八千代
書評 沼尻晃伸著『村落からみた市街地形成』	蒲谷和敏

6 講座・自主グループ等の催し

〔『尼崎市史』を読む会〕

例会・分科会 計 24 回開催 延べ 375 人参加

○月例会 平成 27 年度も引き続き、『図説尼崎の歴史』をテキストとする『尼崎市史』を読む会の月例会を、毎月第 1 木曜日の午後 6 時～7 時 30 分、中央図書館セミナー室において開催しました。第 234 回から第 245 回まで 12 回開催し、上巻近世編第 3 節 2「武士の家」から 6 コラム「養子」までと、下巻現代編第 2 節 5「都市の変貌、市民生活の変化」から第 3 節 2 コラム「尼崎を二分した市長選挙」までを読み進め、参加者は延べ 275 人でした。

○第 1 巻分科会 尼崎の古代・中世史関係の文献・論文を読み、意見交換を通じて理解を深めることをめざしている研究会です。毎月第 1 金曜日の午後 6 時から 7 時 30 分まで、史料館を会場として開催しており、平成 27 年度は 12 回開催、参加者は延べ 100 人でした。報告は参加者が輪番で担当し、天野忠幸氏の著書『戦国期三好政権の研究』（清文堂、2010 年）につづき、藤田達生氏の論文「織田政権と謀反」（『ヒストリア』第 206 号、2007 年 9 月）をテキストとして地道な学習を進めています。

〔自主グループ―尼崎の近世古文書を楽しむ会〕

3 グループ 月 2 回 計 62 回開催 延べ 445 人参加

この会は、史料館が収蔵する近世古文書をテキストとして、くずし字の読解に習熟することと、尼崎地域の近世史に親しむことを目的としています。例会は参加者の自主運営によって開催され、解読の成果は参加者有志がデジタル入力し史料館で保存しています。将来的に、解読文のデータベースとして公開する構想のもと、史料館はテキストの選定、解読・内容調査等において助言・協力しています。

次の 3 クラスが、いずれも午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分、史料館会議室を会場として開催しており、参加希望者を募っています。

○第 2・第 4 日曜日開催クラス 21 回開催 参加人数延べ 158 人

引き続き、旗本青山主水・青山監物の両名による相給支配であった下坂部村にかんする古文書（三根久昌氏文書・沢田正雄氏文書）を解読しました。その後、史料館が購入した文書「生島樋一件」（常松村と上之島・栗山・大西・三反田の生島 4 か村で構成される生島井の訴訟に関する史料）と、その関連史料について解読を進めています。

○第 2・第 4 金曜日開催クラス 21 回開催 参加人数延べ 122 人

テキスト＝早稲田大学図書館所蔵服部文庫「山中新右衛門関係文書」
前年度と同じテキストを引き続き解読しました。戦国時代の悲運の英雄・山中鹿之助の子孫を称する旧鴻池村（現伊丹市域）・山中新右衛門と同族の大坂鴻池家一族の紛争を、尼崎藩が調停した際の折衝記録です。文久元年（1861）10 月 9 日から同月 19 日まで、テキストページで約 47 ページ分を解読しました。

また、年度後半から片岡陳正氏文書「御目付手控」を解読中です。これは尼崎藩藩士の片岡氏が備忘のために、藩の決まり事などを書き留めたものです。

○第 1・第 3 金曜日開催クラス 20 回開催 参加人数延べ 165 人

講師＝石井進さん

前年度に引き続き古田嘉章氏文書「時友村諸事留控帳」をテキストとして、安政 3 年（1856）8 月～ 5 年 3 月の金銭貸借の訴訟、藩による樋・川御普請場所の見分、年貢米の収納・入札などについて解読しました。また年度末から幕末・明治初年頃の築地町への布告・諸達を綴った史料（築地町文書）の解読を始めています。

7 市民団体・研究機関等との協働・連携

従前に引き続いて、市民団体や行政機関等からの依頼に応じて、歴史に関する講座や見学会への出講、講師紹介などを行ないました。また、公的機関や市民団体が実施する講座・展示等の催しや各種調査、出版事業などに対して、企画立案・実施協力・史料提供などの協働・連携を随時実施しました。

平成 27 年度は、尼崎市制 100 周年のプレ期間、及び戦後 70 年ということもあって、例年より歴史講座への出講要請が多く、市民団体・地域団体等からの依頼による出講件数 30 件、公的機関からの依頼による出講件数 20 件、計 50 件（うち市政出前講座 20 件）と、いずれも過去最高件数の年間実績となりました。おもなものは、次のとおりです。

〔市民、地域団体等からの要請による出講〕

○市制 100 周年関連

大庄会（市政出前講座）、兵庫県米穀小売商業組合尼崎支部（市政出前講座）、長洲社会福祉連絡協議会（市政出前講座）、手話サークルめだか（市政出前講座）、もみじの会（市政出前講座）、りそな銀行尼崎支店（市政出前講座）

○戦後 70 年関連

サロン・ド・サモン等主催「神戸・阪神歴史講座（尼崎歴史講座）」第 13 回、尼崎市本庁地区民生児童委員協議会（市政出前講座）、生活協同組合コープこうべ塚口事務所（市政出前講座）

○その他

尼崎ボランティア・ガイドの会新規会員養成講座、尼崎市大庄地区民生児童委員協議会（市政出前講座）、立花地区老人クラブ連絡会女性部会（市政出前講座）、長洲老人クラブ（市政出前講座）、老人クラブ水堂八重垣はなみずき会（市政出前講座）、尼崎小売酒販組合（市政出前講座）、本興寺「仏教文化講演会」、浄土真宗本願寺派阪神南組主催歴史講座、サロン・ド・サモン等主催「神戸・阪神歴史講座（尼崎歴史講座）」第 14 回、尼崎運河^{まるまる}○○クラブ主催「尼崎運河オープンチャンネルフェスティバル」、あまがさき市民まちづくり研究会総会講演会、尼崎プロバズクラブ・琴壽会（市政出前講座）、国際ソロプチミスト尼崎（市政出前講座）、ケア付き高齢者住宅パストラール尼崎（3 回、市政出前講座）、特別養護

老人ホーム・アマリリススタッフ研修（市政出前講座）、三和市场とらのあな「尼崎なつかし映画館酒場」、兵庫豊史同好会、歴史資料ネットワークシンポジウム、日本アーカイブズ学会研究集会「写真資料の整理・公開を考える」、環境アセスメント学会第 14 回大会特別集会Ⅲ「アセス電子図書の管理」、科学研究費助成事業「幕末期における大坂・大坂城の軍事的役割と畿内・近国藩」

〔尼崎市・他行政機関・公的機関等からの要請による出講〕

○市制 100 周年関連

市立園田公民館「園田市民大学・教養講座」、市立老人福祉センター鶴の巣園「生きがいカレッジ」（市政出前講座）、尼崎市スポーツ少年団リーダースクール（市制 100 周年記念企画調整担当からの要請による出講、市制 100 周年記念パネル作成のための学習）

○戦後 70 年関連

尼崎市シルバー人材センター小田支部「小田地区文化祭」、伊丹市立サンシティホール講座「伊丹歴史教室」、芦屋市立公民館・文化セミナー、大阪市東淀川区「戦後 70 年戦争遺跡によるまちの再発見事業」

○その他

市新規採用職員研修、市 1 年目教員必須研修、市公園計画・21 世紀の森担当課「第 3 期尼崎キャナルガイド養成講座」、市立すこやかプラザ「すこやか元気アップ講座」、市立西小学校（市政出前講座）、みんなのサマーセミナー（尼崎市提案型協働事業）、尼崎市人権啓発オピニオンリーダー（小田地区）研修（市政出前講座）、神戸大学大学院人文学研究科「地域歴史遺産活用研究」及び「旧新宮町を中心とする播磨地域歴史資料の調査及び研究」、近大姫路大学「教員免許状更新講習」、和泉市教育委員会共催「第 4 回地域史惣寄合 in 和泉」、新潟県歴史資料保存活用連絡協議会「第 2 回歴史資料保存活用研修会ワークショップ」、国立文化財機構「文化財防災ネットワーク推進事業」（2 回）

〔講座・展示・調査・出版への企画立案・実施協力・史料提供等〕

市公有財産課等の土地履歴調査への調査協力、市環境創造課主催巡回展示への写真画像提供、市文化財収蔵庫企画展「100 年前の尼崎」への展示資料貸出し、小田会による尼崎市・小田村合併 80 周年記念誌編集・刊行事業への調査等協力、サロン・ド・サモン等主催「神戸・阪神歴史講

座（尼崎歴史講座）」企画・実施、あまがさき市民まちづくり研究会等共催「歴史の旅 in 尼崎 北から南へ」歴史ウォークの企画・実施、尼崎市の協力要請を受けた尼崎市スポーツ少年団による市制 100 周年記念パネル作成企画への協力、園田学園女子大学地域連携推進機構調査プロジェクト『尼崎百物語』（神戸新聞総合出版センター）調査・編集への執筆・画像提供等協力、樹林舎『写真アルバム 尼崎の昭和』編集刊行への写真画像提供等協力、西淀川・公害と環境資料館運営協議会委員派遣、大阪歴史博物館美術資料等評価委員派遣、大阪市東淀川区「戦後 70 年戦争遺跡によるまちの再発見事業」への調査協力、内閣府大臣官房公文書管理課による公文書管理の現状等に係る現地調査・意見交換への協力、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第 130 回例会企画・実施、文化庁文化芸術振興費補助金（地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業）「みんなでまもる文化財みんなをまもるミュージアム」視察調査受け入れ、民間教科書会社が制作・刊行する中学校国語教科書への学童疎開絵手紙画像提供

これらのうち、とくに文書館・アーカイブズ分野の全国的な機関・団体からの依頼によるもの 2 件の詳細を紹介します。

いずれも、史料館の事業の特色をご評価いただき、各機関・団体から出講依頼があったものです。

歴史資料ネットワーク 2015 年度総会シンポジウム

「被災史料保全の広がりを考える」

日時 平成 27 年 7 月 5 日

場所 神戸大学梅田インテリジェントラボラトリ

講師 辻川敦（尼崎市立地域研究史料館職員）

講義「被災史料保全活動の歴史的意義—文書館の立場から—」

日本アーカイブズ学会 2015 年度第 2 回研究集会

「写真資料の整理・公開を考える—地域の文化と歴史の継承に向けて—」

日時 平成 28 年 1 月 23 日 場所 追手門学院大阪梅田サテライト

講師 西村豪、坂江愛、久保庭萌（尼崎市立地域研究史料館職員）

講義「尼崎市立地域研究史料館における写真資料の整理・公開とデータベース構築について」

市民団体との連携の分野では、とくに次の講座の企画・実施に全面的に協力しました。

「神戸・阪神歴史講座（尼崎歴史講座）」

主催 神戸史学会 サロン・ド・サモン

尼崎市市民運動中央地区推進協議会

第13回（尼崎歴史講座第10回） 参加者 105 人

開催日 平成 27 年 6 月 21 日／会場 尼崎市中央地域振興センター

講演 辻川敦（尼崎市立地域研究史料館長）

「尼崎の空襲・戦災の記録と痕跡」

むねかげただし

宗景正さん（写真家、日本リアリズム写真集団会員）

「満州開拓民と中国残留孤児」

第14回（尼崎歴史講座第11回） 参加者 45 人

開催日 平成 28 年 3 月 12 日／会場 尼崎市中央地域振興センター

講演 せのおあや 妹尾綾さん（尼崎市総合文化センター学芸員）

「尼崎が生んだ前衛画家・白髪一雄」

コメント あきみ 大槻晃実さん（芦屋市立美術博物館学芸員）

また、尼崎市制 100 周年記念刊行物として民間出版社から刊行された次の 2 冊には、地域研究史料館職員・関係者が執筆に参加しました。

『写真アルバム 尼崎の昭和』には史料館所蔵の写真が多数掲載され、同書を通じて多くの読者に館蔵写真史料を閲覧利用していただくことが可能となりました。

「写真アルバム 尼崎の昭和」

宇佐美紀人編集・取材 樹林舎刊行 平成 28 年

「尼崎百物語」

大江篤編 のじぎく文庫編集

神戸新聞総合出版センター刊行 平成 28 年

以上

尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例

昭和 49 年 10 月 3 日

条例第 48 号

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、尼崎市立地域研究史料館(以下「史料館」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 日々散逸しつつある貴重な文書、記録等の史料及び文献(以下「史料等」という。)を収集し、後世に伝えるとともに、地域社会に対する市民の歴史的認識を深めるため、史料館を設置する。

(位置)

第 3 条 史料館の位置は、尼崎市昭和通 2 丁目 7 番 16 号とする。

(昭 61 条例 45 ・ 一部改正)

(事業)

第 4 条 史料館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 尼崎及び歴史的関連地域に関する史料等を収集し、整理し、保存すること。
- (2) 尼崎の歴史に関する調査、研究を行うこと。
- (3) 史料等を閲覧に供するとともに、必要な助言及び指導を行うこと。
- (4) 市史、研究紀要、史料目録等を編集し、刊行すること。
- (5) 講座、研究会、史料展示等の普及活動を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、史料館の管理について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 49 年 12 月 28 日規則 124 で、昭和 50 年 1 月 10 日から施行)

付 則(昭和 61 年 11 月 1 日条例第 45 号)

この条例は、昭和 61 年 11 月 25 日から施行する。

尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和 49 年 12 月 28 日

規則第 125 号

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例(昭和 49 年尼崎市条例第 48 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、尼崎市立地域研究史料館(以下「史料館」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の手続)

第 2 条 条例第 2 条に規定する史料等(以下「史料等」という。)を閲覧しようとする者は、閲覧票を市長に提出しなければならない。

(複写の手続)

第 3 条 文書又は記録^{もんじよ}の複写を希望する者は、複写票を市長に提出しなければならない。

(史料館利用の制限)

第 4 条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、史料館の利用を制限することができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 史料等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(閲覧及び複写の制限)

第 5 条 市長は、次に掲げる文書又は記録^{もんじよ}等(これらの複写物を含む。)の閲覧を制限することができる。

- (1) 損傷のおそれがあるもの
- (2) 個人の秘密に関するもの

2 前項の規定は、文書又は記録^{もんじよ}の複写の制限について準用する。

(損害賠償)

第 6 条 利用者は、史料等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(開館時間及び休館日)

第 7 条 史料館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただ

し、市長が特別の理由があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 開館時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

(2) 休館日

ア 火曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

ウ 館内整理日(毎月末日。ただし、この日がアの休館日の場合は、その翌日とする。)

エ ばく涼期間(春季及び秋季において、それぞれ 1 週間以内)

オ 1 月 2 日から同月 4 日まで

カ 12 月 28 日から同月 31 日まで

(昭 50 規則 73・昭 63 規則 58・平元規則 4・平 5 規則 39・平 10 規則 14・平 17 規則 16・一部改正)

(閲覧票等の様式)

第 8 条 この規則の規定による閲覧票等の様式については、総務局長が定める。

(委任)

第 9 条 この規則で定めるもののほか、史料館の運営について必要な事項は、総務局長が定める。

付 則

この規則は、昭和 50 年 1 月 10 日から施行する。

(以下付則省略)

公文書館法

公布：昭和62年12月15日

法律第115号

施行：昭和63年6月1日

(目的)

第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第五条 公文書館は、国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第六条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則 [抄]

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。

[参考：公文書管理法]

公文書等の管理に関する法律 [抄]

公布：平成21年7月1日

法律第66号

施行：平成23年4月1日

(目的)

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(特定歴史公文書等の保存等)

第十五条 国立公文書館等の長（国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあつてはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあつてはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。）は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために

資料編

必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

(地方公共団体の文書管理)

第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

新尼崎市史編集委員会委員名簿（平成 28 年 4 月 1 日現在）

委員長	副市長	岩田 <small>つよし</small> 強
委員	地域研究史料館専門委員代表	<small>いわきたくじ</small> 岩城卓二
委員	同 副代表	<small>いちざわてつ</small> 市澤 哲
委員	教育長	徳田 耕造
委員	総務局長	<small>しばのきたかあき</small> 芝 軒 崇 晃

地域研究史料館専門委員名簿（平成 28 年 4 月 1 日現在）

代表	<small>いわきたくじ</small> 岩城卓二	日本近世史	京都大学人文科学研究所（准教授）
副代表	<small>いちざわてつ</small> 市澤 哲	日本中世史	神戸大学大学院人文学研究科（教授）
	大江 篤	歴史学・ 民俗学	園田学園女子大学人間教育学部（教授）

資料編

地域研究史料館 平成28年度歳入・歳出予算、事業別明細

歳出(10)総務費(05)総務管理費(40)地域研究史料館費(千円)

事業	節	予算額	前年度 予算額	内容・説明
委員報酬	報酬	360	1,224	10,000×3人×12回
	合計額	360	1,224	
100周年記念 事業新市史刊 行事業費	印刷製本費	12,000	0	新市史 ダイジェスト版 ポスター リーフレット
	委託料	500	0	新市史発送費
	賃借料	63	0	組版ソフト
	合計額	12,563	1,000	(前年度は報償費・備品購入費)
史料館紀要発 行事業費	報償費	160	160	『地域史研究』原稿料(特財80) 論文等@2,000×60枚=120,000円 史料紹介等@1,000×40枚=40,000円
	需用費(印刷 製本費)	205	192	『地域史研究』印刷製本(特財192)
	役務費(郵)	0	0	
	合計額	365	352	
史料館管理事 業費(枠配分)	需用費(光熱水費)	1,132	1,020	電気547 ガス351 上下水道234
	委託料	309	310	分室機械警備 消防設備保守
	小計	1,441	1,330	
史料館管理事 業費	使用料賃借料	8,392	8,392	総文施設使用料
	負担金補助及 び交付金	1,114	1,167	総文維持管理経費負担分
	小計	9,506	9,506	
史料館管理	合計額	10,947	10,836	
史料等整備事 業費	需用費	549	398	
	(消耗品費)	539	388	史料購入
	(印刷製本費)	10	10	史料製本、写真複写等
	備品購入費	800	231	史料購入
合計額	1,349	629		
地方史研究協 議会等負担金	負担金、補助及交付金	45	45	全史料協会費、同近畿部会会費
	合計額	45	45	
その他諸経費 (枠配分)	旅費	20	20	旅費
	需用費	322	322	
	(消耗品費)	317	317	史料整理用品等(特財184)
	(修繕料)	3	3	機械器具等修繕
	(ガソリン)	2	2	原付ガソリン代
	役務費(通)	77	77	電話料金
	使用料賃借料	245	191	コピー機賃借料 ビジネスホンE装置
小計	664	610		
その他諸経費	報償費	100	100	編集委員会出席謝礼10,000円×2人=20,000円 調査員原稿料1,000円×80枚=80,000円
	役務費	139	141	
	(通信運搬費)	139	141	サーバー回線経費(特財16)
	(手数料)	0	0	
	使用料賃借料	352	352	リーダープリンター賃借料
小計	591	593		
その他諸経費	合計額	1,255	1,203	
合計		26,884	15,289	一般財源16,827、特財10,057

資料編

歳出(10)総務費(05)総務管理費(40)一般管理費 (千円)

事業	節	予算額	前年度 予算額	内容・説明
臨時職員賃金	賃金	1,891	1,883	史料館事業補助 178日 1,414 公文書整理補助 60日 477

歳入(70)諸収入(20)実費弁償金 (千円)

	節	予算額	前年度 予算額	内容・説明
(10)総務費実 費弁償金	(10)市史等頒 布実費弁償金	9,872	272	『地域史研究』@850×320=272,000円 市制100周年記念『たどる調べる尼崎の歴史』 @5,000×1,600=8,000,000円 『尼崎の歴史』ダイジェスト版 @100×16,000=1,600,000円
	(31)諸用紙印 刷実費弁償金	169	184	白黒コピー@10×148,000枚 カラーコピー@30×700枚

歳入(70)諸収入(30)雑入 (千円)

	節	予算額	前年度 予算額	内容・説明
(20)雑入	(03)広告事業 収入	16	15	ホームページバナー広告収入 (3,180円+2,160円)×3月=16,020円

資料編

利用のご案内

当館は尼崎関係の古文書・近現代文書類や歴史的講武所、地図・写真等の地域史料、全国の歴史関係文献等を備えている文書館施設です。歴史について、知りたいことや研究したいことを調べることができます。お調べになりたいことや不明のこと、その他なんでもお気軽にご相談ください。

〔開館時間〕 9:00 ～ 17:30

〔休館日〕 火曜日・祝日（他に年末年始等、また春秋各 1 週間以内の整理休館があります）

史料の閲覧

- 開架閲覧室 ご自由にご覧ください。閲覧票への記入は不要です。
- その他史料 カウンターの検索端末により検索、または目録により検索のうえ、「閲覧票兼複写票」により申請してください。なお、目録データのうえで「収蔵・所在」に「分室」と表示されている史料については、閲覧は予約制とさせていただきます。窓口、電話、Mail 等にて、利用予定日の 5 日前（休館日を除く）までに予約申請をお願いいたします。
- コピーサービス 「閲覧票兼複写票」により申請してください。
モノクロコピー料金は 1 枚 10 円、カラーコピーは 1 枚 30 円です。
 - * コピー枚数が大量の場合は、当日中にコピーをお渡しできない場合や、やむをえずセルフサービスにてお願いする場合があります。
 - * 著作権法の規定により複写が制限される場合がありますので、ご了承ください。
- マイクロフィルム・プリンターコピー 「閲覧票兼複写票」により申請してください。**プリンターコピー料金は 1 枚 10 円**です。
- 撮 影 持参されたカメラで撮影される場合も、「閲覧票兼複写票」により申請してください。
 - * 古文書類のコピーサービスはしておりませんので、カメラをご持参のうえ撮影してください。

史料の貸出し

当館発行の印刷物など一部を除き、館外貸出しは行なっておりません。

詳しくは職員にお尋ねください。

手荷物

手荷物等はロッカーに入れてください。ロッカーの鍵はご自分でお持ちください。

閲覧票兼複写票

閲覧日
年 月 日

【本枠内を記入してください。】

注 当該所蔵の文書・記録等を複製して出版したり、当該複製品を転載したりすることは、
当館所蔵の文書・記録等を複製して出版したり、当該複製品を転載したりすることは、
複製のおそれがあるもの及び個人の特権に関するものの複製・転写は制限される場合
があります。また権利関係に利用する目的の複製・転写はできません。

請求記号番号	史料等の表題	所在	点数 (冊)	複製 許可	複製の種類	複製 枚数	返却 確認
	複製箇所(ページ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	E/70 枚	
	複製箇所(ページ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	E/70 枚	
	複製箇所(ページ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	E/70 枚	
	複製箇所(ページ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	E/70 枚	
	複製箇所(ページ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	E/70 枚	
	複製箇所(ページ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	E/70 枚	
確認欄		平成 年 月 日	複製の種類		枚数	金額(円)	
申請	利用	備考	<input type="checkbox"/> Eカラーコピー・デジタルコピー (¥100) <input type="checkbox"/> カラーコピー (¥300)				
			合 計				

※プリンター=マイクロフィルムリーダープリンター

0283-1 第A4 庁内

尼崎市立地域研究史料館

特別貸出票

尼崎市立地域研究史料館
TEL : 06-6482-5246
FAX : 06-6482-5244

【本枠内を記入してください。】

貸出期限は、貸出日から2週間以内です。期限日が休館日(火曜日と祝日)の場合はその翌日です。

申請者 (ふりがな) 氏名	連絡先 〒		TEL	
登録番号	請求記号	タイトル		
貸出日	平成 年 月 日	確認	データ入力	備考
貸出期限	平成 年 月 日	確認	<input type="checkbox"/>	
返却日	平成 年 月 日	確認	<input type="checkbox"/>	

尼崎市立地域研究史料館における 歴史的公文書保存・公開事業の概要

1 事業実施の経緯

昭和 37 年（1962）6 月 尼崎市史編集事業開始（総務局所管）

尼崎市史編修室時代より公文書調査実施、歴史的公文書を収集、保存

昭和 50 年（1975）1 月 尼崎市立地域研究史料館設置（総務局所管）

尼崎市の文書館施設 尼崎および歴史的関連地域の歴史に関する古文書・近現代文書類、歴史的公文書、図書、写真、地図、絵葉書等を収集、整理、保存、公開

尼崎市史編集事業も引き継ぐ

この頃より、毎年の廃棄公文書よりの選別、収集、保存をルール化

昭和 62 年（1987）12 月 公文書館法公布（昭和 63 年 6 月施行）

平成元年（1989） 尼崎市文書規程に、歴史的公文書保存規定追加

（歴史的価値を有する文書の保存）

第 71 条 第 68 条第 1 項又は第 69 条第 1 項の規定により廃棄することと決定した文書のうち歴史的価値を有するものは、尼崎市立地域研究史料館（以下「史料館」という。）において、保存することができる。

2 前項の規定により、史料館において保存する文書は、廃棄文書目録にその旨の表示をしなければならない。

2 歴史的公文書の収集

- (1) 尼崎市文書規程（及び交通局、消防局、教育委員会文書規程）に基づき、毎年度、保存年限が満了し廃棄される公文書のリストを閲覧し、歴史的公文書として保存する必要があると判断した文書を選別、抽出して保存している。
- (2) 収集した歴史的公文書は、簿冊目録を作成し、各課に通知を行っている。
- (3) 毎年廃棄簿冊（紙文書）約 3 万 2 千冊のうち、レセプト等を箱単位で管理・廃棄される帳票類を除く 1 万数千冊を対象に選別し、約 300 冊を選別・保存している。また電子文書の廃棄約 1 万件のうち、約 500 件を選別・保存している。

3 歴史的公文書等保存状況

歴史的公文書保存冊数 平成 27 年度末現在 18,960 冊

ほかに、行政刊行物・資料類を日常的に収集・保存

4 歴史的公文書の整理・公開

- (1) 簿冊目録整備済み、件名目録及び行政資料（刊行物）目録を順次作成中。
- (2) 公文書館としての歴史的公文書公開基準等の規定整備を検討中。
- (3) 現在は、現用文書の情報公開制度に準じて閲覧対応を行っている。

5 その他の課題

選別対象文書の適否及び、各所属が保存する歴史的資料の状況把握、電子媒体の各種行政資料類の収集・保存方法などについて、庁内各所属との意見交換を組織的に進めていく必要がある。

以上

平成19年5月23日
地域研究史料館作成
(平成20年2月27日改定)

歴史的価値を有する公文書等収集・保存方針及び取扱要領

1 趣 旨

総務局地域研究史料館（以下「史料館」という。）が尼崎市文書規程第71条、尼崎市消防局文書規程第71条、尼崎市交通局文書規程第71条、尼崎市教育委員会事務局文書規程第58条に基づき収集する歴史的価値を有する公文書、及び関連する報告書・資料類（以下「歴史的公文書等」という。）の収集、整理、保存及び公開に関し、必要な事項を定める。

2 歴史的公文書等収集・保存の目的

公文書館法第3条に示された地方公共団体の責務を果たし、尼崎市及び歴史的関連地域の歴史を後世に伝え、広く市民に公開するとともに本市の情報資源として活用するために、歴史的公文書等の収集、整理、保存、公開を行う。

3 収集対象となる文書・報告書・資料類

- (1) 市の主要な施策及び事業に関するもの
- (2) 組織・機構の変遷や管理または施設等の設置・改廃・管理に関するもの
- (3) 各種の条例・規則などの例規及び各種制度の新設・改廃に関するもの
- (4) 市制施行・市村合併等自治体の存立・行政区画の変更等に関するもの
- (5) 予算・決算等財政に関するもの
- (6) 陳情・請願など市民（個人・団体・法人）の意向及び動向に関するもの
- (7) 各種褒賞・表彰に関するもの
- (8) 各種調査・統計及び報告に関するもの
- (9) 市議会・行政委員会・審議会等会議に関するもの
- (10) 市有財産等の取得・管理・処分等に関するもの

- (11) 市民の権利・義務に関するもの
- (12) 許可・認可・免許・承認・通知・取消等の行政処分に関するもの
- (13) 不服申立て、訴訟等に関するもの
- (14) 公営企業の経営に関するもの
- (15) 監査等に関するもの
- (16) 主要な行事・事件・災害に関するもの
- (17) 社会情勢を反映する内容をもつもの
- (18) その他歴史資料として保存する価値があると認められるもの

4 歴史的公文書等の選別・収集

- (1) 史料館は、廃棄することと決定した公文書のうち前項に該当する文書を対象に、重要度、全体に占める位置、稀少性、作成年代、代替物の有無等を考慮して、将来歴史的公文書となり得る文書を廃棄文書目録から選別し、現物を確認したうえで簿冊単位で幅広く収集する（第一次選別）。
- (2) 史料館は、収集した文書の簿冊単位の目録を作成し、所管課に通知するとともに、写しを文書・公開担当に送付する。
- (3) 歴史的公文書は文書完結後一定年限を経たのち（通常は30年後）、歴史的公文書としての基準に照らしてなお個人情報保護等に配慮する必要のあるものを除いて、広く一般の利用に供することを予定している。それまでの期間（以下「中間保管期間」という。）中に、文書の内容を吟味して最終的に保存していくものを確定する（第二次選別）。

5 歴史的公文書等の管理と閲覧

- (1) 収集した歴史的公文書等は、地域研究史料館長の責任において整理・保存する。
- (2) 収集した歴史的公文書は、前項(3)のとおり将来において広く一般の利用に供することを予定しており、「尼崎市情報公開条例」第2条第2号イにより同条例は適用されない。
- (3) ただし、中間保管期間中の文書（以下「中間保管文書」という。）について、一律に非公開とすることは情報公開の趣旨から考えて適当ではないため、同文書については情報公開に準じた扱いとする。具体的には、市民等から中間保管文書閲覧の申出があった場合、収集した文書を廃棄手続時に所管していた課と協議のうえ、現用の情報公開制度に準じた基準により公開・非公開を決し、公開して差支えない文書は閲覧に供する。
- (4) 歴史的公文書を、その基準に照らして広く一般の利用に供していく事業について、その公開の年限や基準、具体的取扱等については、今後関係部局との協議及び準備を経て、別途規程等を定めて実施していくこととする。その際において、公開・非公開の判別基準設定については、一定年限を経てもなおかつ配慮すべき個人情報保護等について、情報公開制度の定めるところとの整合も十分考慮しつつ、行っていくこととする。
- (5) 収集した関連報告書・資料類のうち、公開を前提として作成されたものについては順次史料館において整理し、閲覧公開する。情報公開制限に該当する内容を含むもの等については、上記の公文書に準じて取り扱う。

以上

新「尼崎市史」編集事業計画概要

1 計画立案の経緯

- (1) 既刊『尼崎市史』は市制 50 周年（昭和 41 年）記念事業として昭和 37 年事業開始、13 巻・別冊 1 を刊行して昭和 63 年に事業終了。その後『尼崎地域史事典』を平成 8 年に刊行した。
- (2) 平成 8 年度の市制 80 周年にあたり、記念振興事業として新「尼崎市史」事業を立案。平成 8・9 年度を計画検討期間として事業計画を策定し、平成 10 年度より本格実施に移っている。

2 新「尼崎市史」の編さん理由

- (1) 計画立案検討の平成 8 年度段階で、既刊市史本編刊行（昭和 45 年刊行終了）からすでに 25 年以上経過していたことに鑑み、近隣市動向もにらみながら新市史刊行の検討を行った。
- (2) 政治経済・社会構造中心の既刊『尼崎市史』に対して、より親しみやすく身近な歴史を求める市民からの要望にこたえる新市史を作っていく。
- (3) 社会の急速な変化のなかで失われつつあり、今でなければ記録し得ない地域の生活の歴史を、聞き取りなどを通じて記録化し、後世に伝える。
- (4) 市史の活用を通じて、まちづくりなど時代と地域社会からの要請にこたえる市史作りをめざす。

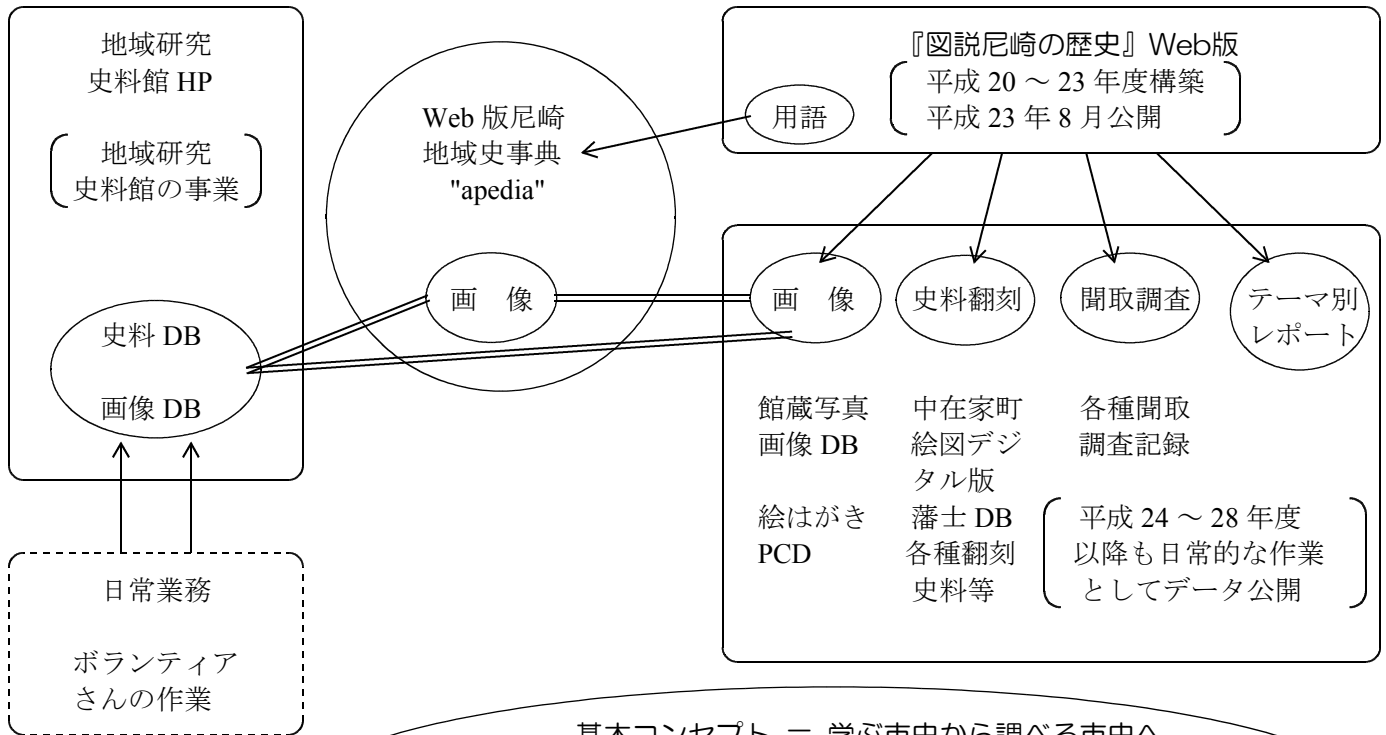
3 新「尼崎市史」の特徴

- (1) 生活・文化史を中心に、今でなければ記録し得ない身近で具体的なテーマ・内容を重視する。
- (2) 既刊『尼崎市史』編さんの時代的制約上、やや不十分な部分の残る 15 年戦争期以降（1930 年代以降）の現代の部分について、本格的な調査・編さんを行う。
- (3) 事業手法の点では、市民参加・ネットワーク型を基本とし、文献調査に加えて聞き取り調査やフィールドワークを重視する。
- (4) 調査の過程で収集した史料やデータを蓄積し、データベース編として公開・活用していく。

4 年次計画と編別構成

平成 8・9 年度 (市制 80 周年)	事業計画立案策定
平成 18 年度 (市制 90 周年)	『図説尼崎の歴史』刊行 530 頁 図版や写真を豊富に取り入れた通史、原始・古代～現代
平成 19・20 年度	『図説』刊行を踏まえて見直し計画検討・策定 『図説尼崎の歴史』Web 版構築の試行
平成 21～23 年度	『図説尼崎の歴史』Web 版構築・公開
平成 24～28 年度 (市制 100 周年)	『たどる調べる 尼崎の歴史』編集・刊行 第 1 部グラビア・第 2 部「尼崎市クロニクル 100 年のあゆみ」・第 3 部「調べる尼崎の歴史」、A4 判上下巻計 538 頁、箱入り 3,000 セット 『尼崎の歴史ダイジェスト版』編集・刊行 A4 判 24 頁

新「尼崎市史」編集事業計画イメージ図



基本コンセプト = 学ぶ市史から調べる市史へ
 新「尼崎市史」の前半 = 『図説尼崎の歴史』の刊行 = 誰もが親しみやすく尼崎の通史を学べる印刷物の刊行
 新「尼崎市史」の後半 = 誰もがみずから地域の歴史を調べ、あきらかにしていくための場づくりを刊行物と Web で

刊行物	
『たどる調べる 尼崎の歴史』	～平成 23 年度準備作業 → 24～27 年度執筆編集 → 28 年度刊行
第Ⅰ部「歴史資料と文化財でたどる尼崎の歴史」(グラビアページ)	40p
第Ⅱ部「尼崎市クロニクルー 100 年のあゆみー」(図説形式の年表ページ)	110p
第Ⅲ部「調べる尼崎の歴史」	370p
第 1 章「尼崎の地理・地形」、第 2 章「尼崎の古代」、第 3 章「尼崎の中世」 第 4 章「尼崎の近世」、第 5 章「尼崎の近代」、第 6 章「尼崎の現代」	
各章「入門編」「史料編」「実践編」の 3 節構成	
○「入門編」その時代・分野について既刊市史等があきらかにしたこと、到達点	
○「史料編」代表的史料等の紹介と使い方の紹介・説明 図版等でビジュアルに、レファレンスケースから使い方例示、	
○「実践編」各時代・分野のトピック 既刊市史・新市史で取り上げていないテーマ、新たな視角のテーマ 調査プロジェクトや研究・活用事例 等々	
その他(扉・序文・目次・凡例・奥付等)	18p
〔体裁等〕A 4 判、フルカラー(図説形式を基本とする)、上下巻計 538 ページ 箱入り、3,000 セット発行	
『尼崎の歴史ダイジェスト版』(記念冊子)	
〔体裁等〕A 4 判、フルカラー 24 ページ	

地域研究史料館刊行物販売一覧

『図説尼崎の歴史』	売り切れ
『尼崎地域史事典』	売り切れ
『尼崎の地名』	売り切れ

史料館紀要『地域史研究』

第1巻～ 第31巻	年間購読（3冊）	2,000円
	1冊ばら売り	750円
第32巻～ 第34巻	年間購読（2冊）	1,500円
	1冊ばら売り	850円
第35巻	年間購読（2冊）	1,800円
	第1号ばら売り	850円
	第2号ばら売り	1,200円
第36巻～ 第39巻	年間購読（2冊）	1,500円
	1冊ばら売り	850円
第111号～		850円
『地域史研究』 売り切れ号	第23巻第2号（通巻68号） 第37巻第2号（通巻105号） 第110号 第112号	

『尼崎市史』

第1巻	通史	原始～古代	売り切れ
第2巻		近世	売り切れ
第3巻		近代	売り切れ
別冊	尼崎の戦後史		売り切れ
第4巻	史料	古代・中世	3,500円
第5巻		近世（上）	4,000円
第6巻		近世（下）	4,000円
第7巻		近代（上）	4,000円
第8巻		近代（下）	4,000円
第9巻	統計		3,500円
第10巻	文化財・民俗		3,500円
第11巻	考古		3,500円
第12巻	現代（史料）		4,000円
第13巻	年表・索引等		4,000円
「尼崎の小字図」 （『尼崎市史』第10巻付図）			160円

いずれも地域研究史料館窓口にて販売しているほか、次のいずれかの方法により、郵送で購入することもできます。

- (1) 地域研究史料館までご連絡いただければ、振込用紙をお届けしますので、銀行窓口にてお振込みください。入金確認後、送料着払いにて送本いたします。ただし、振込後、当館で入金を確認できるまで日数がかかる場合がありますので、お急ぎの場合は(2)の現金書留にてご送金ください。
- (2) 現金書留にて頒布代金をご送金ください。折り返し送料着払いにて送本いたします。

地域研究史料館へのアクセス

■所在地・連絡方法

〒 660-0881 尼崎市昭和通 2-7-16 尼崎市総合文化センター 7階

TEL06-6482-5246 FAX06-6482-5244 (火曜・祝日休館)

e-mail ama-chiiki-shiryokan@city.amagasaki.hyogo.jp

阪神尼崎駅下車、北東徒歩約5分

阪神バス(尼崎市内線)・阪急バス「尼崎総合文化センター」、阪神バス(阪神線)「尼崎文化センター前」下車すぐ



■自動車利用の方へ

史料館の駐車場はありません。総合文化センター駐車場(有料)をご利用ください。